

名家連ニュース

平成30年6月1日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 526 号

障害基礎年金、1010人打ち切り検討 日本年金機構

日本年金機構が障害基礎年金の受給者約千人に対し、障害の程度が軽いとして支給を打ち切る検討をしていることが分かった。認定傾向の地域差をなくすため、都道府県ごとだった審査を昨年度から一元化した影響があるという。対象者には医師の診断書の再提出を求める通知を送った。

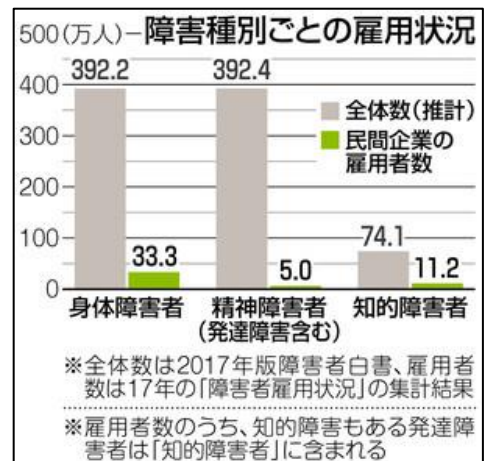
障害基礎年金は20歳になる前や国民年金の加入時に病気やけがで一定の障害を負った人に支給され、受給者は昨年末時点で約191万人。障害の程度により1級(年約97万円)と2級(年約78万円)がある。症状に応じ定期的に診断書を提出する必要があるが、回復状況に応じて支給を停止、再開することもある。審査は都道府県ごとの事務センターで認定医が担っていたが、厚生労働省は2015年、請求者のうち不支給となる人の割合に最大約6倍の地域差があるとの調査結果を公表。機構は地域差を解消するため、昨年度から東京の障害年金センターで一元的に審査するようにした。認定基準や方法自体は変えていないという。その結果、昨年度に診断書を提出した受給者のうち1010人が障害の程度が軽いと判断された。いずれも20歳前から障害がある成人で、対象者には昨年12～今年1月に通知を送ったという。今年度は支給を続ける一方、改めて診断書の提出を求める内容で、前回と同じ診断内容なら停止する可能性があるとしている。

加藤勝信厚労相は29日の閣議後会見で、通知の発送は突然の停止を避けるための「経過的な措置」と説明し、「個々の事例も検討しながら対応など考えていきたい」と述べた。(朝日新聞5月30日)

就労が難しい精神・発達障害者 障害年金受給に「2級の壁」

～記事前半省略～ ◆医師の主観が認定左右

国民年金と厚生年金の加入者とではなぜ、受給資格に差があるのか。厚生労働省の担当者は「国民年金には、仕事をしていない学生や専業主婦も含むため、働けるかどうかではなく日常生活にどれだけ制限があるかが判断基準となる。一方で、被雇用者が対象の厚生年金は、働けない場合の所得保障として3級も認めている」と説明する。ただ、障害の種別によっては、そもそも働き口が少ないといった問題がある。2017年の障害者白書によると、身体障害者と精神障害者(発達障害を含む)はいずれも推計で約392万人。厚労省の同年の調査によると、民間企業で働く身体障害者は約33万人だったのに対し、精神障害者(同)はわずか5万人。雇用環境が整ってきたのはここ数年のことで、企業や自治体の障害者雇用義務の対象に、精神障害者が加えられたのも、この4月になってからだ。障害年金に詳しい社会保険労務士の白石美佐子さん＝愛知県安城市＝は「症状を数値化できない精神障害や発達障害は医師の主観に委ねられる部分が多く、2級以上を得るにはハードルが高い。このため、働けない場合は厚生年金に加入していたかどうかにかかわらず、3級でも受給資格を認めるべきだ」と主張している。



(中日新聞2018年5月17日)